

参考

令和4年○月○日

所属税理士会員 各位

東京税理士会〇〇支部
支部長

所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」提出のお願いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、所属税理士は、あらかじめ委嘱者ごとに使用者である税理士又は税理士法人から書面による承諾を得ることにより、他人の求めに応じて自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事することができるとされております。

この自ら委嘱を受けて行う税理士業務につきましては、綱紀規則第6条の2第7項により、**毎年4月末日までに、3月31日現在における現況を受任の有無に関わらず、本会に報告しなければならぬ**こととされております。

東京税理士会では、2月下旬頃、ホームページ(会員専用ページ)に「**直接受任業務件数報告フォーム**」を設置予定ですので、**3月31日時点で登録区分が「所属税理士」となっている会員の方**につきましては、同フォームにて報告してください。

※ 4月1日付で「所属税理士」から「開業税理士(または社員税理士)」に区分変更された場合は、3月31日現在は「所属税理士」となり、報告が必要ですので、ご注意ください。

※ 3月31日時点での直接受任業務件数となりますので、3月30日までに税理士法施行規則第1条の2第7項に基づき終了の報告をした直接受任業務は対象に含みません(1年間の合計受任件数ではありません。)

【参考:東京税理士会(会員専用ページ)ログイン画面】

<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/login/>